平成２３年（フ）第５５号
神奈川県秦野市鶴巻1840番地の１　第３みどりハイツ201号
債務者　高橋　祥子
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９５号
神奈川県伊勢原市石田246番地の３　グーディッシュ愛甲石田301号
債務者　矢沢枝美子
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４３号
相模原市南区東林間７丁目６番９号　シャトー東林間107号
債務者　吉田　秀司
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９４号
相模原市南区御園４丁目８番４号　ダイワコーポ107号
債務者　熊谷　由文
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６号
相模原市緑区西橋本１丁目６番15号　コーポあい105
債務者　岡林　恒子
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３８号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目33番23号　グレイスロイヤル101
債務者　戸田　直樹
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８号
相模原市中央区中央１丁目１番18号　丸正マンション302号室
債務者　松本　亟二
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３号
新潟県新発田市金山458番地２
債務者　小林　麻美
１　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５０号
愛知県一宮市朝日１丁目６番４号　朝日荘406号、住民票上の住所名古屋市天白区御前場町30番地の１　御前場荘13棟303号
債務者　近藤友佳子
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字扶桑台123番地
債務者　谷口　時弘
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０４３号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　赤澤愛一郎
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３４号
京都府向日市上植野町上川原８番地の１　西山ビューハイツ403号
債務者　藤田　龍一
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１０号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字茶屋前22番地　マンション晃苑103号
債務者　田﨑めぐみ
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地16棟504号
債務者　勝山　清司
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地16棟504号
債務者　勝山くに子
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市吉野町8758番地の22
債務者　吉永　美紀
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平468番地19
債務者　前底　照美（旧姓上原）
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部